

「ICTを利活用した協働教育推進のための研究会」開催要綱(案)

1. 目的

教育分野におけるICTの利活用を促進し、ICTを使って児童が教え合い、学び合う「協働教育」を推進するため、総務省が別に実施する『東日本地域におけるICTを利活用した協働教育の推進に関する調査研究』、『西日本地域におけるICTを利活用した協働教育の推進に関する調査研究』及び『教育分野における情報化の先進事例等の実態調査』を踏まえ、協働教育を実施するためのICT環境の構築や授業での具体的なICTの活用方法、協働教育プラットフォーム（教育クラウド）の活用方法などについて検討し、ICTを利活用した協働教育推進のためのガイドライン（手引書）を策定することを目的として、本研究会を開催する。

2. 名称

本研究会は、「ICTを利活用した協働教育推進のための研究会」（以下「研究会」という。）と称する。

3. ガイドライン（手引書）の検討事項等

研究会は、以下の事項について検討し、ガイドライン（手引書）にとりまとめるものとする。

- (1) 学校におけるICT環境やネットワーク環境の構築について
- (2) 協働教育を推進するための授業におけるICTの利活用方法について
- (3) ICTを活用した学校と家庭の連携方法について
- (4) 協働教育プラットフォームの活用方法について
- (5) その他協働教育を推進するための方策

4. 構成及び運営

- (1) 研究会は、総務副大臣・総務大臣政務官（情報通信担当）の研究会として開催する。
- (2) 研究会の構成員は、別紙1のとおりとする。
- (3) 研究会には座長を置く。
- (4) 座長は総務副大臣の指名により定める。
- (6) 研究会は、原則公開とする。ただし、研究会の開催に際し、当事者または第三者の権利、利益や公共の利益を害する恐れがある場合等座長が必要と認める場合は、その全部又は一部を非公開とする。
- (7) 研究会は、必要があると認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(8) その他、研究会の運営に関し必要な事項は、座長が定めるところによる。

5. 開催時期

研究会は、平成22年6月から平成23年3月まで開催する。

なお、開催時期、主な議題等は別紙2のとおり。

6. 庶務

研究会の庶務は、情報流通行政局情報通信利用促進課が行う。

「ICTを活用した協働教育の推進のための研究会」構成員名簿
(敬称略、五十音順)

いしはら かずひこ
石原 一彦 岐阜聖徳学園大学教育学部教授

しみず やすたか
清水 康敬 東京工業大学監事・名誉教授

のなか よういち
野中 陽一 横浜国立大学教育人間科学部附属教育デザインセンター
准教授

ほりた たつや
堀田 龍也 玉川大学大学院教育学研究科教授

まえさこ たかのり
前迫 孝憲 大阪大学大学院人間科学研究科教授

※ 文部科学省よりオブザーバー参加

なお、構成員及びオブザーバーについては、上記に加え、実証研究の実施校
が確定した後、教育関係者を追加する場合がある。

研究会開催スケジュール及び検討事項（案）

平成22年 6月 研究会開催要綱、構成員、開催スケジュール等の確認

8月 実証研究の調査項目・方法の検討

秋頃 実証研究の中間報告・評価

平成23年 1月 最終とりまとめ（案）・ガイドライン（案）の検討

3月 最終とりまとめ、ガイドライン策定